

課程博士の学位授与申請に係わる審査報告書

学籍番号 12DC1603
氏名（本籍） 王 泉偉（中国）
学位の種類 博士（中国研究）
報告番号 甲 第 104 号
学位授与年月日 2019（平成 31）年 3 月 20 日
学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当
論文題目 清代沿海諸侯研究

審査委員

主査 三好 章



副査 長井 千秋



副査 松岡 正子



2019（平成 31）年 2 月 12 日
愛知大学大学院中国研究科

審査の結果の要旨

王泉偉論文に関して、予備審査委員会では以下のようなコメントを附した。

本学大学院中国研究科に提出された王泉偉による課程博士学位請求論文は、清代の「廳」制度の制定について、特に「南海」に影響する諸地域の「廳」の設置とその意義を検討したもので、主に制度史の側面から検討を加えている。「南海」は、現在の南シナ海を含む海域であり、問題意識として現在の中国の領海問題がある。

論文の議論は、基本史料である地方志や会典類を中心に、清史稿・文集を涉獵しており、まずは充分と言えるかも知れない。また、先行研究に関する検討も、中国の研究に限って言えば充分ではある。しかし、国情などから検討できないにせよ、現在、世界的にはインド洋のイスラームネットワークを視野に収めた研究がもはや主流であり、これは南シナ海から東シナ海までも含まれる。すなわち、日本を中心に、本論文でも扱っている「倭寇」を日中間の枠組みだけで検討するのはもはや時代後れの感を否めない。これは、こうした問題を俎上に上せてきた海域アジア史に関しても同様である。いいかえれば、原因は何であれ、本論文とその背景にある中国におけるこの分野での研究の立ち後れ状況が反映しているのである。いくら制度史的側面からの検討とは言え、研究の視野の狭さは如何ともし難い。また、清朝とその後のナショナリズムの下で志向された国民国家との国家論の相違についても、ア・プリオリに同一視しているやに見える。これは、現在の歴史学の水準では、まず通らない問題の立て方であろう。

しかしながら、上述したように中国の研究が、歴史研究であっても現実の政治に奉仕することが求められている以上、これらの視点の問題に関しては本人の責に帰することは困難かも知れない。論考の中味に関しては、議論の進め方などに大きな破綻はない。結論も、常識的ではあるが納得できるものである。従って、予備審査委員会としては、最終的に口頭試問の場において、あるいはそれ以前に課題として提示し、何らかの回答を求めるなどを含め、本人にこうした視角への関心、知識を確認することを前提に、本審査に進むこととした。

上記の意見を踏まえて本審査に臨んだ。本審査では以下のように議論をまとめた。

王泉偉学位請求論文「清代沿海諸序研究」は、清代にのみ置かれた「廳」のうち、南シナ海を対象にした「海疆」統治の機関として、内地との「均質化」を謀る目的があったこと、沿海に置かれた「廳」がその役割を担い、雍正期から清朝崩壊まで存続したことを指摘する。本論文では、「廳」の歴史的推移を検討することで慎重の「海疆」政策の展開を明らかにすることを目的とし、清朝 자체は「海疆」政策にさほど積極的でなかったこと、新たな行政区域とすることにも同様であったが、南シナ海に危機が迫ることだけは回避したかったとする。しかし、清末、この地域に西欧列強の力が及ぶにつれて「海疆」政策は活発化し、近代以降その傾向はさらに顕著となった。しかし、清初からの「海疆」への消極的姿勢が影響し、現在の海洋史において中国に深刻な影響を与えていた、と結論づける。

本論文の構成は以下の通り。

導論

第一節 研究対象与意義

第二節 研究現状

第三節 本文基礎研究思路

第一章 序制与沿海諸序の建立

第一節 清代地方体制中の序制

第二節 沿海諸序の設置経過

第三節 沿海諸庁的主要類型

第二章 沿海諸庁的主要職掌

第一節 徵収錢糧

第二節 維護治安

第三節 移風易俗

第三章 沿海諸庁の設立経緯—以案例為中心

第一節 海島重鎮：南澳庁の設立

第二節 濱海之地：雲霄等庁の設立

第三節 百転千折：南田庁の設立

第四節 開拓蛮荒：噶瑪蘭庁の設立

第四章 従沿海諸庁看清朝の海疆政策

第一節 清代海疆政策的邏輯

第二節 風險權衡与清代の海疆開発

結論

これに、参考文献として、論文・書籍・原典資料・地方志が類別されている。

本論文は、中国の南シナ海進出、以前からの主張である「領海」の実体化を踏まえた「一带一路」政策を歴史学の面からサポートする性格がある。中華人民共和国における研究が多かれ少なかれ、政治とは無縁ではない以上、已むを得ない部分ではあるが、本論文ではそれがかなり明確に読み取れた。

それはさておき、こうした結論路導き出す手法としては、『清国行政法』のもとになっている『大清会典事例』を土台に、地方志を渉猟して制度史的整理を手堅く行っている。その意味では、一般的な研究論文として通用するといえる。先行研究に関しても、日本の研究への言及が少ないのが気になるが、一応は周辺分野に関して目を通しているといえる。ただし、檀上寛「明朝初期的海禁与朝貢」の読み方はなど、壇上氏の新しい論考にまでは目を通していなかったのかも知れないが、「対外」観としているなど、容易には首肯しがたいものではある。また、近年の桃木至朗らの海域アジア史への言及もなく、従って欧米で進みつつあるイスラーム=ネットワークと南シナ海・東シナ海を1つの海域世界と見る視角とも無縁の論考である。いわば、中国国内でのみ通用する視角と方法論によって組み立てられた制度史である。

厳しいことばかり述べてきたが、それでも従来検討が不十分であった海の中国について、「海疆」という概念を持ち込むことによって内地化を図ること、国民国家成立以前の時期の王朝である、本来「陸上国家」であった清朝において「国境」概念が存在しない以上、海を領域化する点では有効な視座を提示したといえよう。

本論文は、王泉偉が先に南開大学に提出した課程博士論文に比べると質量共に劣るものであり、方法論、議論の展開などにおいて必ずしも満足のいくものとはいがたいが、あたらな分野を開拓しようとする試みと、その視座の提示は評価できるものである。

2月7日正午より、在ニュージーランドの王泉偉と、Skypeを用いての口頭試問が行われた。口頭試問では、本人より論文の概要の説明を受けた後、主査・副査より適宜質問を行い、それらに対して王泉偉は的確な対応をなした。口頭試問終了後、主査・副査で提出論文および口頭試問の結果について議論し、本論文を本学大学院中国研究科課程博士論文として認めることはやぶさかではなく、本人の学力に関しても現在も充分ではあるが、今後さらに伸長するであろうことを踏まえ、愛知大学大学院課程博士にふさわしいと結論を得た。

以上